

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-535062(P2008-535062A)

【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-503252(P2008-503252)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月14日(2009.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パブリックアクセス・ネットワークのユーザを結合(engage)する方法であって、
処理ソフトウェアと関連付けられている処理コンポーネントを前記パブリックアクセス
・ネットワークと関連付けるステップと、

アクセス・デバイスのユーザと関連付けられているリクエストであって前記パブリック
アクセス・ネットワークを用いる承認を求めるリクエストを伝送するステップであって、
前記リクエストと共に前記ユーザ・アクセス・デバイスのIPアドレスを伝送することを
含む、ステップと、

前記処理ソフトウェアによって前記IPアドレスの関数として決定されスプラッシュ・
ページを含む第1のデータを伝送するステップと、

前記ユーザのために前記ネットワークへの接続を開放するステップと、
を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法において、前記関数はルーティング／接続デバイス(RCD)のIP
アドレスとデータベースとを相互に参照して地理的位置を決定することを特徴とする
方法。

【請求項3】

請求項1記載の方法において、前記第1のデータは前記ユーザと関連付けられている計算
デバイスのMACアドレスを含むことを特徴とする方法。

【請求項4】

請求項1記載の方法において、前記第1のデータはアクセス・デバイスIDを含むことを
特徴とする方法。

【請求項5】

請求項1記載の方法において、前記第1のデータは前記ユーザ又は前記アクセス・デバ
イスと関連付けられている地理的位置を示す情報を含むことを特徴とする方法。

【請求項6】

請求項1記載の方法において、使用頻度と使用パターンとセッションの長さと使用時刻
とローカル・ユーザの使用と訪問ユーザの使用との中の1つ又は複数を含む使用関係情報
を決定するステップを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 7】

請求項 1 記載の方法において、リアルタイムの履歴記録を含むユーザ情報を決定するステップと維持するステップとの一方又は両方を更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 8】

請求項 1 記載の方法において、前記ネットワークと関連付けられているユーザ・アクティビティのセキュリティ又はインテグリティを前記ユーザが上昇させることを認証するステップを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 9】

請求項 1 記載の方法において、ビジネス上の / 商業的な利益に関し位置に特有の又は位置に基づくデータ / 情報（例えば、広告など）を配信するステップを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 10】

請求項 1 記載の方法において、前記スプラッシュ・ページはスポンサと関連付けされているスポンサ・メディアを含むことを特徴とする方法。

【請求項 11】

請求項 10 記載の方法において、前記関数はルーティング / 接続デバイス（RCD）のIPアドレスとデータベースとを相互に参照して地理的位置を決定することを特徴とする方法。

【請求項 12】

請求項 10 記載の方法において、前記第 1 のデータは前記ユーザと関連付けられている計算デバイスのMACアドレスを含むことを特徴とする方法。

【請求項 13】

請求項 10 記載の方法において、前記第 1 のデータはアクセス・デバイスIDを含むことを特徴とする方法。

【請求項 14】

請求項 10 記載の方法において、前記第 1 のデータは前記ユーザ又は前記アクセス・デバイスと関連付けられている地理的位置を示す情報を含むことを特徴とする方法。

【請求項 15】

請求項 10 記載の方法において、使用頻度と使用パターンとセッションの長さと使用時刻とローカル・ユーザの使用と訪問ユーザの使用との中の 1 つ又は複数を含み使用に関係する情報を決定するステップを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 16】

請求項 10 記載の方法において、リアルタイムな履歴記録を含むユーザ情報を決定するステップと維持するステップとの一方又は両方を更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 17】

請求項 10 記載の方法において、前記ネットワークと関連付けられているユーザ・アクティビティのセキュリティ又はインテグリティを前記ユーザが上昇させることを認証するステップを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 18】

請求項 10 記載の方法において、ユーザ情報を収集するステップと、前記ユーザ情報に基づいて特定のユーザのためのプロファイルを構築するステップとを更に含むことを特徴とする方法。

【請求項 19】

請求項 10 記載の方法において、商業的な相互作用を可能にするものであって位置に特有の又は位置に基づくデータ / 情報（例えば、広告など）を配信するステップを更に含むことを特徴とする方法。